

国土建推第42号
平成25年3月1日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

土地・建設産業局建設業課長



建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方法について

建設業法により、営業所における専任の技術者及び監理技術者等（以下「配置技術者」という。）の要件については、建設業法第7条及び第15条により定められているところですが、先般、国家資格者証等を偽造した者が建設業者に雇用され配置技術者になっていた事例が発覚しました。

当該建設業者の行為は、建設業法違反となることはもとより、建設工事の品質の確保を損ねるおそれがあり、更に発注者からの信頼を失うことに繋がります。

こうした事例の再発を防止する観点から、建設業者が配置技術者を新たに雇用する際、又は、既に雇用している者の資格を確認する際は、建設業者は可能な限り、当該雇用者等有している資格を証明する証書の原本を確認されまよう、貴団体傘下の会員へ周知方よろしく申し上げます。